

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度 第2回 小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部 交通対策課
開 催 日 時	平成26年3月26日（水）午後2時～4時
開 催 場 所	市役所本庁舎第一会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 一部不可 ・ <input type="radio"/> 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	該当なし
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長あいさつ 2 小金井警察署管内における交通情勢について 3 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について (2) 交通安全運動期間中の広報活動等及び交通安全市民の集いの実施について (3) その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名（主な発言 要旨等）	別紙のとおり
提 出 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案） ・ 平成26年秋の交通安全運動市内広報文（案） ・ 自転車の交通ルール ・ 秋の全国交通安全運動市民の集い
そ の 他	

平成25年度第2回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 平成26年3月26日(水)午後2時～4時

2 場 所 市役所本庁舎第一会議室

3 内 容

(1) 小金井市長あいさつ

(2) 会長あいさつ

(3) 小金井警察署管内における交通情勢について

(4) 議 題

① 平成25年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案)について

② 交通安全運動期間中の広報活動等について

③ 交通安全市民の集いの実施について

④ その他

4 出席者

【委員】(敬称略)

三枝茂仁(代理者)、露口哲治、原口久男(代理者)、渡邊恭秀、佐野純夫(代理者)、伊藤和郎、土屋和子、斉藤浩、田原泰弘、大森康雄、村手隆夫、奥田泰大、井上智順

【小金井市】

畑野伸二(都市整備部交通対策課長)、府川真之(都市整備部交通対策課交通対策係長)

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【交通対策係長】開会、資格審査、配布資料の確認

【会長】挨拶

【交通対策係長】

これをもって会長と交代する。

【会長】

定めに従いまして議長を務めさせていただく。

まず最初に「小金井警察署管内における交通情勢について」を、警視庁小金井警察署藤山交通課長より説明をお願いしたい。

【小金井警察署交通課長】 小金井警察署管内における交通情勢について

【会長】

ただ今の報告に対して何か質問はあるか。

無いようなので、議題に入らせていただく。

議題(1) 平成26年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願いしたい。

【交通対策係長】

平成26年2月4日付、内閣府交通対策本部で決定された「平成26年春の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動を推進することとして首都交通対策協議会安全部会において、東京都における推進要領が決定された。都の推進要領を基本として、私ども事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日もご提案させていただく。

お手元の資料1「平成26年春の小金井市交通安全運動の推進要領案」をご覧ください。

昨年中の都内の交通事故発生状況は、発生件数及び死者数・負傷者数ともに減少しており、死者は168人（前年比－15人）と減少してはいるが、未だ交通事故により尊い命が失われている。しかしながら、依然として多くの方が交通事故の犠牲となっているなど厳しい状況は続いている。このため、交通事故死者全体の約4割を占める高齢者や、約2割の二輪車の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、自転車安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進や、安全かつ円滑な道路交通環境の整備等の諸施策を、より計画的かつ効果的に展開していく必要がある。

1ページのまず目的としては「交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくこと」を目的としている。スローガンは「やさしさが 走るこの街 この道路」というスローガンが、今回も引き続き掲げられている。

次に期間である。例年どおり、4月6日（日）から15日（火）までの10日間で実施する。この時期は、入学・進級、また就職や人事異動のシーズンで、多くの人々が新しい場所、慣れない環境で生活をスタートさせる時期にあたる。そのような時期に、全国的に交通安全を啓発していくということで、昭和23年以降、今回が132回目の交通安全運動ということになる。期間中の4月10日（木）は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」ということで定められている。

主催機関としては、小金井市、警視庁小金井警察署管内交通安全協会、警視庁小金井警察署、本協議会、関係機関・団体であり、皆様で力を合わせてこの運動を実施してまいりたいと考えている。

第5番として運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」である。平成18年秋の交通安全運動を行う際にこの「運動の基本」というものが設定されるようになった。なお、昨年・一昨年共に、春・秋ともこの「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として掲げている。

続いて、第6運動の重点である。

- 1 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
 - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 二輪車の交通事故防止
- の4項目が決まっている。

2ページ以降は、先程説明した、第5運動の基本、第6運動の重点における具体的な推進要領ということで、それぞれ「家庭・地域で行うこと」、「運転者として意識すべきこと」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとに挙げている。6ページ目「3 主催機関の推進事項」について、各推進事項を記述している。

以上、平成26年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）をご提案申し上げることとし、ご審議の上、ご承認賜わるようお願い申し上げます。

【会長】

以上で事務局案の説明が終了したが、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。

【露口委員】

内閣府交通対策本部で決定され、東京都首都交通対策協議会安全部会において東京都における推進要領が決定されたとあるが、東京都と市の推進要領の違いはあるのか。

【交通対策係長】

基本的には、東京都の推進要領に沿っており、大きな変更等はない。

【会長】

他に無いようであれば、本案を原案どおり決定することに異議はないか。

．．．．．異議なし．．．．．

【会長】

異議が無いので、「平成26年春の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定する。

続きまして議題(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について、事務局から説明をお願いしたい。

【交通対策係長】

運動期間中の広報活動については、次の四つの方法により実施したいと考えている。

1 車両による広報活動

通勤・通学の時間帯にあたる午前7時半から8時半までの約1時間及び午後3時前後の2時間。毎日2回合計3時間程度を市交通対策課職員が交代で行う。場所は、武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報し、庁用車に装備された青色回転灯を点灯させて行うので、交通安全のみならず防犯パトロールの一躍も担っている。

なお、広報テープの録音は、毎回市内の中学生に協力をいただいております。

これは東京都からも高く評価を受けているところであるが、今回は、東中学校に協力をいただく予定としている。広報文は「資料2」のとおりとなる。

2 交通安全ポスターの掲示

現在まだポスターが市に届いていないが、例年どおり、市庁舎をはじめ、従前どおり市内の全ての教育機関、全ての金融機関、店舗数は減少してしまったが全てのガソリンスタンド等、69の事業所に合計101枚の啓発ポスターを配布し、市民への周知活動に協力をいただく予定としている。

3 のぼり旗の設置

「交通安全運動実施中」をお知らせするのぼり旗 蛍光色の黄色のものを運動期間中、市内の主要箇所、市役所本庁舎前・第二庁舎前、そして小金井警察署前を中心に設置する。

これにより、ドライバー、歩行者、自転車利用者等全ての市民に交通安全運動が実施されていることを周知して行きたい。

4 市報・ホームページによる広報

市報「こがねい」4月1日号及び市ホームページを活用して、広報する。

以上、大きく4点の方法を活用して、交通安全運動の実施を広く市民に広報していきたいと考えている。

なお、去る3月13日（木）に「春の全国交通安全運動市民の集い」が国分寺市立いずみホールで開催された。交通安全運動のイベントとして小金井警察署が中心となり、毎年春は国分寺市、秋は小金井市で開催している。今回も定員以上の来場者で大盛況であったと確認している。市も市報・HP等での周知活動を行ったところである。市では秋の部において昨年引き続き市民交流センターにて行予定としている。

次に「スタントマンを活用した自転車安全教室」について報告する。

テレビや映画で活躍中のプロのスタントマンが、実際に発生した交通死亡事故を再現し、目の前でそれを疑似体験することにより、交通安全を心掛けるようになる。また、この交通安全教育を受講した中高生が将来ハンドルを握るようになった時、悲惨な交通事故を起こさないように、安全運転を行うドライバーに育ってほしいという長期的なスパンの交通安全プログラムである。平成25年度は東中と緑中で実施しており、小金井市では、市立中学校に於いて3年を1サイクルで実施しているので、市立中学校5校に通う小金井市の中学生は、在校中に必ずこのプログラムを受講できるということにな

る。受講した生徒はもとより、先生方からも大変好評なプログラムとなっているため、今後も継続して実施して行きたいと考えている。

【会長】

ご意見・ご質問等はあるか。

無いようなので、(3)その他について、何かあればお願いしたい。

【露口委員】

提案なのだが、本協議会については、市内における交通道德の高揚と交通安全運動の推進ならびに交通環境の整備、改善および交通事故の防止を図ることを目的としており、本日も交通における様々な分野の方々が出席している。このような場において、現在市内で問題となっている事象や疑問点等を議論できるよう対応することができないか。例えば、昨年12月の道路交通法改正により路側帯内の自転車左側走行が義務化されたが、実際には守られておらず、傘差しや携帯を見ながらの走行も未だに見受けられる。また、前原坂上にある小金井街道の歩道について、一方は歩行者優先と記載のある自転車が通れる標識があり、もう一方は同じ標識だが、自転車通行可という記載があり何がどう違うのか非常に分かりにくい。子供達への交通安全教育の中で伝えていくのも大事である。このような一連の議論を本協議会の中で行えないか。

【大森委員】

露口委員のご意見については理解できるが、本協議会の役割として、市内の関係諸団体の代表が集まり、市からの情報を各団体に持ち帰った中で、情報循環させることによって市内の交通安全推進に寄与することを目的としていると認識している。露口委員には、今後の様々な場面において要望等を発信していただき、交通安全に寄与していただけるようお願いしたい。

【会長】

子供達への自転車関連の教室はどのくらい行っているのか。

【小金井警察署交通課長】

子供達への自転車等の教室については、特に保育園や小学校、中学校で随時行っており、特に、小学校については、定期的に要望が来る状況である。その成果もあり、これらの世代は比較的 Understanding している傾向にある。問題なのは50歳台から高齢者層であり、この世代は自転車についての意識が社会的背景もあり比較的低いと感じており、積極的に働きかけていけばと考えている。本日出席されている関係諸団体の各委員についても、事業所の中で自転車通勤者や業務で使用される方もいると思われる。警察として自転車運転における危険性や法律上の取り扱い等要望があれば随時指導等の対応をしていきたいと考えている。

【露口委員】

本日、子供新聞というものを持参しており、昨年12月の道路交通法改正の件等、分かりやすく丁寧に描かれている。このような発信方法もあるということでご紹介させていただく。

【斉藤委員】

市内を運転している時に危ないと感じている箇所があるのだが、JRの高架化に伴い、高架下北側に緑中央通りから東小金井駅近辺までの側道が完成した。その側道は、東西に大変見通しがよく、スピードを出しやすい道となっている。しかし、途中で中山谷通りとの交差点があるのだが、中山谷通り側が優先となっており、側道側には当然のことながら一時停止の標識が立っているため、側道側を優先にしないと危ないと感じている。警察には当該箇所について、他から意見が寄せられているのか。

【小金井警察署交通課長】

ご指摘の箇所については、他にも意見が寄せられて今年に入り、市と連携して一時停止箇所ということをより強く意識していただくため、カラーを用いた路面表示を行ったところである。側道側を優先にする件については、今後検討はしていきたい。

【奥田委員】

バスの運行事業者として、どのような事故多いかを情報提供させていただく。一番多いのは高齢者の車内での転倒事故である。周りに迷惑をかけないという意思が優先し、停車前から席を立ち、その後のバスのブレーキにより転倒してしまうケースが圧倒的に多い。本日出席の方々には機会があれば、バス車内では停車してから席を立つようこの場を借りて周知願いたい。

【小金井警察署交通課長】

この件の関連として、バス等が急ブレーキを掛ける要因の1つとして、やはり自転車の危険な走行が挙げられる。改めてこの件についても周知願いたい。

【会長】

他に質問等なければ、これで平成25年度第2回小金井市交通安全推進協議会を終了する。